



広報

FUKAURA

## ふかうら

No.347

発行／青森県深浦町

編集／総合戦略課

## 納税のお知らせ

9月30日（月）は、固定資産税（3期）の納期限です。納め忘れのないよう、ご注意ください。

◎納期限までに納付されなかつた場合は督促状が送付され、督促手数料が徴収されます。

## □問合せ先

税務課 収納係

Tel 74-21111（内線124）

## 蚊媒介感染症に注意！

蚊が媒介する感染症のチクン

グニア熱は、今年6月以降ミャン

マーが感染地域と推定される輸

入症例が複数例報告されました。

また、同じく蚊が媒介する感染

症のデング熱は、東南アジア等で

は警報宣言も発出されました。

後、流行地域からの渡航者の増加

流行地への渡航に限らず、今

は流行が報告され、フィリピンで

は警告宣言も発出されました。

（同封されています。）

なお、がんの見落としや過剰診

## がん検診の精密検査を受けましょう！

今年度のがん検診（胃・大腸・肺・子宮・乳）の結果が「要精密検査」と判定された方は、結果受領後、早め（遅くとも2か月以内）に精密検査を予約しましょう。

がん検診の目的は早期発見・早期治療です。自己判断せずに必ず受診してください。

## 【精密検査について】

精密検査は「保険診療」となります。次のものが必要となりますので、ご注意ください。

- ①保険証
- ②検診結果通知書
- ③精密検査依頼書（結果通知書に

により国内でも感染する可能性もあります。「肌をできるだけ露出しない服装」「蚊の忌避剤の使用」などの防蚊対策を行いましょう。

結果通知書に同封されている「精密検査推奨医療機関」（町ホームページにも掲載されています）をご参照ください。

## □問合せ先

健康推進課

Tel 82-0288

## □問合せ先

健康推進課

Tel 82-0288

## 眼科外来の診療日の変更について

鰯ヶ沢病院より、眼科外来の診療日が変更されたのでお知らせします。

## 【変更前】

（毎週）火曜日・木曜日

## 【変更後】

（毎週）月曜日・火曜日・木曜日

## □問合せ先

つがる西北五広域連合

鰯ヶ沢病院

Tel 0173-72-3111

## 特定健診の精密検査を 受けましょう！

今年度の特定健診の結果に「要精密検査」の項目がある方は、結果受領後、早め（遅くとも2か月以内）に精密検査を受けましょう。

特定健診の目的は、生活習慣の改善による疾病予防・早期発見・早期治療です。運動や食習慣の見直しを行い、精密検査に該当している場合は、自己判断せずに必ず受診してください。

### 【精密検査について】

精密検査は、「保険診療」となります。次のものが必要となりますので、ご注意ください。

- ①保険証
- ②健康診断結果通知書
- ③精密検査依頼書（結果通知書に同封されています。）

なお、精密検査受診にあたっては、かかりつけの医師に相談しましょう。定期的に通院していない場合は、近隣の病院に受診の問合せをしてみましょう。

□問合せ先  
健康推進課  
Tel 82-0288

### 火入れは 許可が必要です

火入れを必要とする時は許可を受け、山火事防止の万全の対策を立てて行ってください。

◆火入れの許可は、火入れを開始しようとする10日前までに、町（農林水産課）へ申請しなければなりません。

◆火入れは、次の(1)～(4)のすべてに該当しなければ許可されません。

(1)火入れの目的が次の①～⑤のいずれかに該当すること。

①造林のための地」しらえ

②採草地の改良

③害虫の駆除

④開墾準備

⑤焼畑

※許可対象面積は、原則として2ヘクタール以下。  
(2)火入れ地の周囲への延焼のおそれ許が必要となります。

(3)防火体制が、次の①～③のすべてに該当すること。  
①火入れ作業に従事する人が、1ヘクタール当たり15人以上、2ヘクタール当たり20人以上いること。

②火入れ地の周囲に、幅7メートル以上（平たん地の場合）の防火帯が設置・計画されていること。

③消火に必要な器具などが準備できていること。

(4)火入れ期間における気象状況などからみて、周囲に延焼のおそれがないと認められること。  
※許可を得ないで「火入れ」をすると、森林法により罰せられます。

す。

農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして、生活環境保全上著しい支障を及ぼさない範囲で行われる廃棄物の焼却（例：稻わら、あぜ草の焼却等）であっても、森林の周囲1km以内において幅広く焼却（寄せ焼き、筋焼き）するなど、面的な広がりをもつて焼却を行う場合は火入れ許が必要となります。

□申請・問合せ先  
農林水産課 林業振興係  
Tel 74-4411

### 法人県民税・法人事業税・ 地方法人特別税の申告には 電子申告が便利

青森県では、「eLTAX」を利用したインターネットによる法人県民税・法人事業税・地方法人特別税の申告受付を行っています。自宅・オフィスのパソコンから申告できる、電子申告に関連した申請・届出の手続きもできる等のメリットがあるので、ぜひご利用ください。

詳しくは「eLTAX」ホームページ

[\(http://www\\_eltax.jp/\)](http://www_eltax.jp/)まで。

□問合せ先

西北地域県民局県税部課税課

Tel 0173-34-2111

内線208

## 過重労働解消のための セミナー（無料）

事業主や企業の人事労務担当者を対象に、過重労働の現状と企業経営に与える影響、対策に必要な関係法令、実施すべき取組と防止対策の具体例などについて解説します。

### ◆日 時

10月7日（月）

14時～16時30分

### ◆場 所

青森観光物産館アスパム  
4階十和田

### ◆定 員

100名（先着順、定員に達し次第締切）

### □参加申込・問合せ先

過重労働解消のための

セミナー事業事務局

TEL 03-5913-6085

「LEC過重労働解消」で検索して、WEBかFAXでお申込みください。

## 忘れちゃいけない 『自賠責』

交通事故による死傷者数は年々減少傾向にあるものの、平成30年の事故発生件数は約43万件、死傷者数は約53万人と、国民の誰もが交通事故の被害者にも加害者にもなり得る極めて深刻な状況となっています。

交通事故は車社会の負の部分であり、被害者にとっても加害者にとつても悲惨な結果をもたらすものです。

自賠責保険・共済は、すべてのクルマ・バイク1台ごとに加入が義務付けられており、被害者の賠償責任を担保することで、被害者の基本的な賠償を保障する制度であり、被害者の救済を目的としています。

- ◆自賠責保険・共済未加入での運行は法令違反です！
- ◆自動車事故の際の基本的な対人賠償を目的として、自動車損害賠償法に基づき、原動機付自転車を含むすべての自動車に加入が義務付けられており、自賠責保険・共済なしで運行することは法令違反ですのでご注意ください。

### □問合せ先

国土交通省東北運輸局青森運輸支局輸送・監査部門  
TEL 0171-739-11502

（JR弘前駅中央口から徒歩1分）

### □申込・問合せ先

五所川原公共職業安定所  
専門援助部門  
TEL 0173-34-3171

## 借金に関する相談窓口

相談員が借金の状況等を伺い、必要に応じて弁護士等の無料法律相談や、専門機関に引継ぎを行います。相談は秘密厳守・無料。

電話での相談も無料です。  
◆受付  
月～金（祝日・年末年始除く）  
8時30分～12時、  
13時～16時30分

### ◆受付

月～金（祝日・年末年始除く）  
8時30分～12時、  
13時～16時30分

## つがる地域障害者 就職面接会のご案内

障害をお持ちの方を対象とした就職面接会を開催します。参加を希望される方は、次のとおり申し込みください。

10月7日（月）  
13時～15時30分

### ◆日 時

10月7日（月）  
13時～15時30分

### ◆場 所

青森合同庁舎3階  
青森財務事務所

### ◆相談専用電話

TEL 0171-774-6488

### □問合せ先

東北財務局  
青森財務事務所理財課  
TEL 0171-722-1463

### ◆場 所

# クマに注意!!

町内ではツキノワグマの目撃が相次いでいます。今年も襲撃による人身被害が発生しました。これから時期、クマが冬ごもりに備えて広い範囲でエサを求めて活発に行動しますので、行楽やきのこ採り、農作業等で野外活動する際は、厳重な注意及び対策をお願いします。

## クマに出会わないために

あらかじめクマ出没情報に注意し出没地域には入らない

クマの足跡や糞などを見つけた場合は、先には進まず引き返す

必ず2人以上で行動し、単独で山には入らない

食べ残しや食べ物の容器等を野外に捨てない、置かない

夕暮れや明け方はクマが活発な時間なので注意する

鈴や笛、ラジオなどを身につけ、周りに音を出しながら行動する



## クマに会ってしまったたら



後ずさりしながら静かに立ち去る

子グマを見ても決して近寄らない

大声を上げたり、攻撃したり、背中を見せて走らない

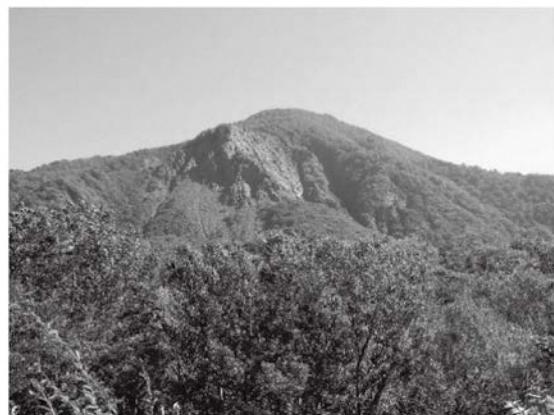
★クマを目撃したら深浦町農林水産課までご連絡ください。

深浦町鳥獣被害防止対策協議会

(事務局 深浦町農林水産課 TEL. 74-4411)

## 秋の崩山登山

ブナ林帯を下る！



ツルリンドウ

### 崩山全容を見上げて

深浦町民対象の健康づくりと白神山地体験シリーズの7回目、秋の崩山登山を開催します。十二湖命名の由来となったシンボルの大崩展望台から、日本海とブナの森の中に見え隠れする湖沼群のパノラマを望みます。色づき始めた山野草を愛でながらブナ林の登山路を登り頂上を目指します。町外の方も歓迎します。

■日 時 9月28日（土）午前8時まで集合

■集合場所 白神十二湖エコ・ミュージアム

■日 程 8：05 開会式・バスにて移動

8：20 森の物産館「キヨロロ」から青池へ

8：30 登山口より登山開始

10：30 大崩展望台着

11：30 崩山山頂着、昼食休憩

12：30 下山開始

14：30 登山口着・キヨロロからバス乗車

15：00 エコ・ミュージアムにて閉会式

■募集人員 20名（申込締切9月25日（水）まで）最少携行人員（10名）

■参加料 2,000円（小学生1,500円保護者同伴）

※ガイド料、保険料、記念写真代 他

■持ち物 昼食、登山に適した服装、敷物、軍手、雨具、飲み物、行動食 他

■歩行時間 往き約3時間、帰り約2時間（休憩含む）

#### □申込・問合せ先

白神十二湖エコ・ミュージアム（月曜日休館） 十二湖森の会

TEL 77-3113

FAX 77-3114

## 「健康のまち」を目指しましょう

平成26年9月14日に「健康のまちづくり」を宣言してから、今年で5年になります。みなさんは、よい生活習慣を実践していますか？

一人ひとりが、よい生活習慣を実践し、みんなで「健康のまち」深浦町を目指しましょう！

住み慣れたこの町で、自分らしく生きることはみんなの願いです。  
そのために、すべての町民が「健康こそ宝」という意識を持ち、  
よりよい生活習慣を実践することが大切です。

### よい生活習慣とは

- 一、野菜いっぱい、うす味の食事を摂ることです。
- 一、たばこを吸わない、吸わせないことです。
- 一、無理のない運動を続けることです。
- 一、歯を大切にし、しっかり噛んで食べることです。
- 一、年に一度は検診を受けることです。

ひとりひとりの小さな行動がみんなの幸せにつながることを願い、  
ここに「健康のまちづくり」を宣言します。

平成二十六年九月十四日

深浦町長 吉田 満

## 「健康のまちづくり宣言」

### □問合せ先

健康推進課 TEL 82-0288

## 深浦町のホームページがリニューアルします！

10月1日（火）より、深浦町のホームページがリニューアルします。現在のホームページより見やすく、利用しやすいホームページを目指して作成中です。

また、現在のホームページは9月30日（月）で閲覧できなくなってしまうので、ご了承ください。

### □問合せ先

総合戦略課 企画調整係 TEL 74-2122